

# 遠距離給水工事費補助金交付制度のご案内

## ◆遠距離給水工事費補助金交付制度について

この制度は、給水区域内において水道の利用を希望しながらも、配水管（本管）からの距離が遠く工事費が高額になるという理由で水道に接続していない方に対して、この制度により補助金を交付し水道の利用を促進することを目的としております。

## ◆遠距離給水工事とは

配水管（本管）から給水管を分岐した地点から、給水工事申込者の宅地内に設けられる遠距離給水用止水栓までの給水管の延長が60mを超える工事をいいます。新設工事で給水管の延長が60mを超える場合は、一関市水道お客様センターにご相談ください。

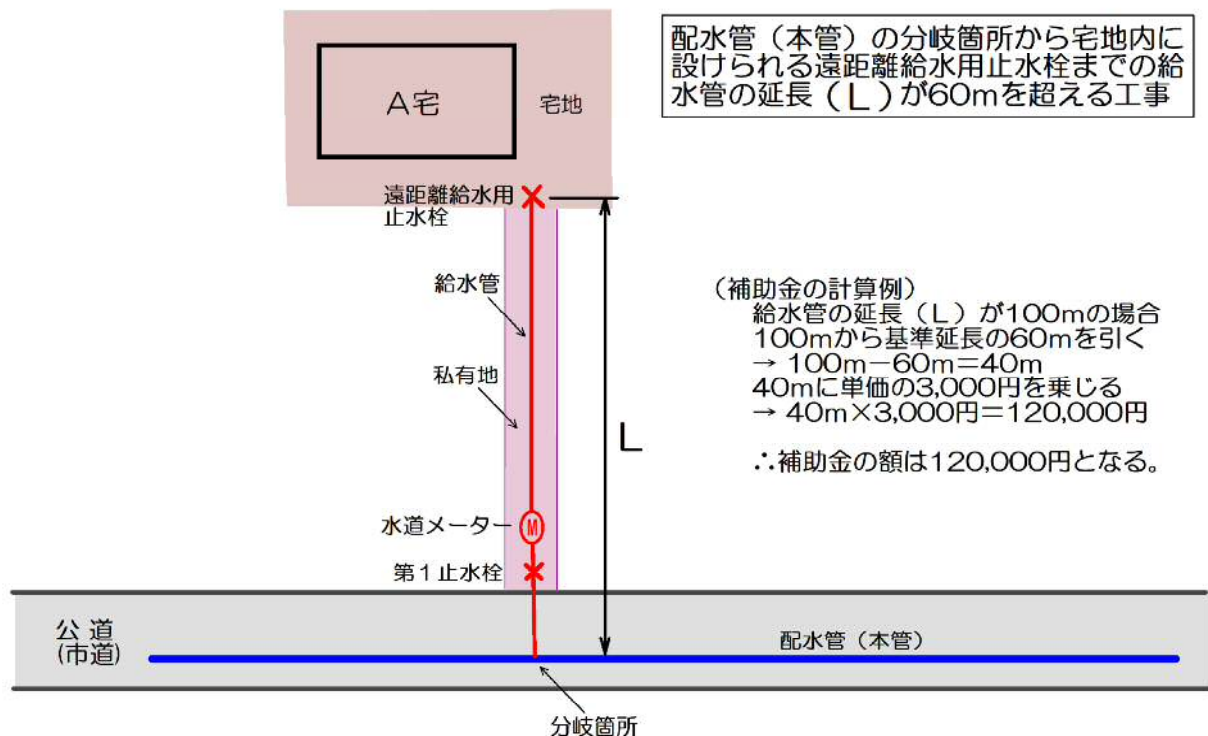
## ◆補助対象者の要件について

- ・給水装置の新設工事であること。
- ・申請者が自ら使用する給水装置、又は自ら経営する意思を持って所有する不動産に設置する給水装置であること。
- ・申請者が宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者でないこと。
- ・開発行為若しくはこれらに準ずる行為に伴うものでないこと。
- ・工事完了後遅滞なく水道の使用を開始すること。

## ◆補助金の額について

補助金の額は、遠距離給水工事における給水管の延長から60m減じた距離に1m当たり3,000円を乗じて得た額とし、60万円を限度とします。（当該距離に1m未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた距離）

## 遠距離給水工事 参考図



※この制度に関する相談、お問い合わせは、一関市水道お客様センターまでお願いします。

### お問い合わせ

【一関・花泉地域】	一関市水道お客様センター	TEL 0191-21-8562
【大東・千厩・東山 室根・川崎・藤沢地域】	一関市水道お客様センター千厩	TEL 0191-53-2130